

22	専門家派遣HP作成	AH	315,000				随意	※5	2	
23	「試作産業海外発信支援事業」英語版WEB作成	AQ	700,000				随意	※2	3	
24	京都伝統産業協働バンクHP関連サイト作成	AR			299,250		随意	※5	1	
25	京都職人修理ネット関連サイト作成	AR			246,750		随意	※5	1	
26	ユビキタス特区事業アプリ開発等	AS			47,548,950		随意	※1	1	
27	ユビキタス特区事業コーパス開発業務	AT			11,550,000		随意	※1	1	
28	知的財産調査事業	AU	1,050,000	1,050,000			随意	※1	1	
29	知的財産調査事業	AX	1,050,000				随意	※1	1	
30	知的財産調査事業	AY		1,050,000			随意	※1	1	
31	知的財産調査事業	AZ			1,050,000		随意	※1	1	
32	知的財産調査事業	BA			1,050,000		随意	※1	1	
33	「京都BP交流会」展示業務	BB	6,840,423				随意	※2	2	
34	「京都BP交流会」展示業務	BC		10,596,873	14,606,550		随意	※2	2	
35	「京都BP交流会」小間装飾設営等	AR			252,000		随意	※5	1	
36	「京都BP交流会」小間電気工事	BC			17,031		随意	※1	なし	
37	「京都BP交流会IN愛知」装飾業務	BB			4,239,050		随意	※2	2	
38	「京都BP交流会」印刷物作成・発送	BB	6,074,577				随意	※2	2	
39	「京都BP交流会」印刷物作成・発送	BC		4,854,150			随意	※2	2	
40	京都駅ビルでの展示会等開催業務	BD			5,490,000		随意	※3	1	
41	首都圏での修理相談会開催業務	AQ			2,335,200		随意	※4	2	
42	「機械要素技術展」小間装飾設営等	BB	3,000,000	3,150,000	3,155,250		随意	※3	2	
43	「国際電子部品商談会」小間装飾設営等	BB	400,000	924,000	945,000		随意	※3	2	
44	登録企業内容調査入力業務	BE	422,153	443,520			随意	※5	1	
45	登録企業内容調査入力業務	AO			390,600		随意	※5	1	
46	支援事業のチェック・レポート	BF	630,000				随意	※1	1	
47	同期間変更	BF	52,500				随意	※1	1	
48	支援事業のチェック・レポート	BG	420,000	420,000			随意	※1	1	

49	西陣IT路地コーディネート支援事業	BH	1,500,000	1,250,000	1,250,000	随意	※1	1	
50	ビジネスモデル創出事業	BI	3,000,000	2,500,000	2,500,000	随意	※1	1	
51	京丹後ものづくり人材育成研修プログラム開発	BJ			973,885	随意	※1	1	
52	京丹後ものづくり人材育成研修プログラム実施	BJ			999,120	随意	※1	1	
合計									

- 1 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第1号
- 2 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第2号
- 3 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第3号
- 4 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第4号
- 5 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第7号

なお、表中 は平成19年度、 は平成20年度を指し、「指名」は指名競争入札を指している。

5.2. 随意契約の方法を採用した契約について

平成20年度における財団法人京都産業21の契約事務は、すべて随意契約の方法によっていた。このような実態を踏まえ、正しく規定が適用されているかどうかについて検討した。

まず、規定について述べる。契約の方法については、「売買、賃貸借、請負その他の契約（設備貸与事業による設備の購入・引渡しに係る契約を除く。以下この章において同じ。）は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。」（財団法人京都産業21会計規程第27条）と規定し、さらに「次の各号に掲げる場合は、随意契約の方法により契約できるものとする。（以下略）」（同規程第28条第1項）とし、指名競争入札を原則として、例外的に一定の場合を掲げて、随意契約を認めている。なお、指名競争入札の方法について具体的に規定する「指名競争入札参加者指名基準」は、明文化されていなかった。

次に、随意契約の方法によった根拠条文について集計したところ、【表5.2】のとおりであった。

【表5.2】 随意契約の方法を採用した根拠条文別件数一覧表

条文	件数	割合
※1	24	68.6%
※2	2	5.7%
※3	4	11.4%
※4	1	2.9%
※5	4	11.4%
合計	35	100.0%

- 1 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第1号
「契約の性質又は目的が、指名競争入札に適さないとき」
- 2 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第2号
「指名競争入札に付すことが不利と認められるとき」
- 3 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第3号
「時価に比して、著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」
- 4 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第4号
「緊急を要する場合で、指名競争入札に付すことができないとき」
- 5 財団法人京都産業21会計規程第28条第1項第7号
「前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があると認められるとき」

まず、第1号を理由としたものについて検討する。このうち、当財団の登録専門家である「顧問弁護士」等、企画および特殊な開発を含めた委託である「ユビキタス特区事業」、企画公募に応募した大学が1つのみであるため選定委員会により金額を決定している「京丹後ものづくり人材育成研修プログラム開発」については問題ないものとする。しかし、資格を持った業者であれば可能な「変電設備点検業務」等、単純な業務である「クリエイティブ京都 M&T 発送一式」等は、明らかに合理的な理由が明確ではなかった。また、「クリエイティブ京都 M&T 発行一式」等については、「金額だけではなく企画内容についても重視するため」指名競争入札に適さないと説明するが、そもそも指名競争入札は金額のみで落札業者を決定するものではなく、受注意欲、履行経験、履行成績、営業成績その他の事由を総合的に勘案して決定するものであり、さらに契約の内容によって個別事由を設定することも可能なのであるから、規定どおり指名競争入札の方法によるべきである。

次に、第2号を理由としたものについては、「展示会業務」が挙げられている。具体的な理由として、財団法人京都産業21は、「京都において当該業務の請負が可能なのは2社のみである」と説明する。第2号の理由として（「不利と認められるとき」）全く当てはまらないし、翌年度の平成21年度においてはもう1社（もちろん新規設立企業ではない）を加えて3社で競合させていることからわかるように、自らの説明が破綻している。

そこで、より詳細にこの契約事務を検証した。この契約は、まず過去に取引実績のあるこの2業者に仕様書および経費の上限額を通知し、提案書および見積書を提出させこれを複数の財団職員が複数の項目別に評価した後、集約して最終決定を行うというものであった。このような決定方法であるから、入札になじまないとの説明であった。しかし、仕様書で委託業務の範囲を限定し、その内容と価格の両面で競わせる入札は当然に可能である。仕様書への内容および範囲の記載が不明確であるせいで、自ら選択の範囲を狭めているだけなのである。さらに、経費の上限額（見積価格と一致するので、上限と言うより契約金額と言ってよい）を知らせていることから、過度な設備となってしまう可能性もある。「予算使い切り」主義、ともいえる。

このような状態を改善するため、原則どおり指名競争入札の方法によるべきものとする。仕様書を詳細に記載して委託業務の範囲を明確にし、委託契約の透明性を確保するとともに、金額についても競わせ、必要十分な設備を担保するべきである。

次に、第3号を理由としたものには、「システム保守運用」等が挙げられている。これについて財団法人京都産業21は、「契約業者が当該システムの開発元であり、昨年度からの継続作業であることから有利な契約が可能であるため」、「他社から見積書を徴取しようとするれば財団の全システムを明らかにしなければならず、そのコストおよびリスクが多額である」ため、この1社のみから見積書を徴取し、契約しているとのことである。

しかし、財団法人京都産業21には、適正な価格を調査した資料の保存もなかった。このような状態で、本当に有利な価格で契約できていると判断できるであろうか。これに対し、財団法人京都産業21は「経験豊富な担当者が市場の相場を熟知しており、交渉した結果、適切な金額で契約できているとの自負がある」と説明する。しかし、客観的にこれを検証するには、適正な価格を知っていなければならないはずである。そのためには、せめて合見積を行い、市場価格を確認する程度のことを行うべきものとする。また、見積書を徴取するにおいて、仕様書を業者に明らかにすることは、一般的には大きなリスクにはならない。データ内容だけは公開しなければよいだけであるし、秘密保持契約を締結してもよいわけである。さらに加えるが、京都府中小企業技術センターの項で述べたとおり、システム開発とその後のシステム保守運用は一体のものとして検討するべきであろう。

次に、第4号を理由としたものについて検討する。これは、「首都圏での修理相談会開催業務」である。財団法人京都産業21によると、「9月の補正予算に係る事業で、年度後半に事業実施が決定したため、準備期間が十分ない中で、首都圏での集客を図るための広報にも一定の時間を要すると考えられ、速やかに業務委託先を決定し、準備を進める必要があったため」とのことである。このような予算上の事情は理解できるものの、予算案を作成した時点からある程度の準備を始めておれば、十分に指名競争入札の手続きは間に合ったものと推測される。第4号にある「緊急」という文言は、普通、「事態が切迫していること」を指しているものであるから、そのような事情は規定の趣旨とは異なるものと考えられる。そもそも普段から指名競争入札の方法に慣れておれば、どれくらいの準備が必要か、容易に想像でき、具体的な対策もできたであろうと考える。

最後に、第7号を理由としたものについて検討する。これには、「京都伝統産業協働バンク HP 関連サイト作成」等が挙げられている。財団の説明によれば、「既公開サイトとの設計および品質の整合性を確保し販路開拓に繋がるサイトを制作する必要があるため」等の理由により、前回実績のある業者を相手先としたとのことである。しかし、既公開サイトとの整合性を確保することは、仕様書等の参考資料の存在より、一般的にはそれほど困難なことではない。これも理由として不合理と言わざるを得ない。なお、この第7号にある「業務運営上特に必要があると認められるとき」という文言はその範囲が極めて不明確であり、悪く言えば逃げ道に使われる可能性がある。今回の外部監査の対象である平成20年度においては、この第7号を適用理由に挙げているものは3件のみであり、問題はまた顕在化していないものの、将来的にこの号の適用が多用される可能性がある。職員の遵法意識を高く保持するためにも、この号は削除されるべきであろう。また、その一方で、京都府会計規則にあるように、金額要件を設けて指名競争入札の対象となる契約の範囲を限定し、職員が業務をしやすくするように配慮することも必要であろう。

最後に、規定について追記すると、財団法人京都産業21は、指名競争入札を原則とするという趣旨のもと、「指名競

争入札参加者指名基準」を明文化するべきであろう。指名競争入札に関する具体的な基準がないことで、指名競争入札の方法が忌避されてきたことも明らかである。「随意契約できるとき」を目一杯拡大解釈し、コスト削減努力を怠ることは、財団法人京都産業21のような府民の税金を原資とする補助金を受取る法人にはあってはならない。

一方、財団法人京都産業21は次のように将来に向かっての展望を述べている。すなわち、「可能な限り契約の透明性・公平性を重んじるなら指名競争でなく、公開公募型（一般競争入札）を目指す必要がある」と考え、「財団では公益認定を目指しており、その際には会計規程そのものを見直すこととなると考えるが、透明性・公平性を高めるとともに、実効性のある制度となるよう専門家の意見も踏まえて、規程改正を含めて検討する」ということである。実際に数回公開公募型での入札を試験的に行っているとのことであった。そのような計画があるのであれば、上記の「指名競争入札参加者指名基準」の明文化はむしろ不要となる。責任をもってその実現に尽力してもらいたい。

5.3 予定価格についての定めがないことについて

財団法人京都産業21においては、契約において予定価格を設定していない。規定上も、「前項の規定により予定価格10万円（以下略）」（財団法人京都産業21会計規程第28条第2項）とわずかにその文言が表れるのみで、予定価格の設定について細かく定めたものはない。その設定方法について定めた規定がないのは、いたずらに職員の負担を増やすことになり、不合理と考える。また、当然のことではあるが、適正な契約事務を行う上で、予定価格を設定することは基本であるし、そもそも予定価格も立てないで、予算をどのように作成しているのだろうか。早急に京都府会計規則に習うなどして、これと同程度の規定を作成するべきである。

5.4.見積書が1件しかないものについて

平成20年度における財団法人京都産業21の契約事務で随意契約の方法によったもののうち、見積書を徴した件数が1件だったものは47.05%（全34件中16件）であった。

財団法人京都産業21は、「前項の規定により予定価格10万円以上の随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、理事長（財団法人京都産業21処務規程第6条の規定により専務理事決裁）がその必要がないと認めるときは、これを省略することができる。」（財団法人京都産業21会計規程第28条第2項、カッコ内は筆者が追加）の規定に基づき、処理したものだと説明する。

しかし、「理事長がその必要がないと認めるとき」について、書面での裏付けがあるものはわずか4件であった。理事長の判断があったのなら、その判断の経過と結果について書面で残しておくことは当然の事務手続きである。

6 物品管理

6.1.備品等の現物確認

6.1.1本所における物品管理

平成20年度資産明細表により無作為に抽出しリストアップした2種2品目について実査した結果、抽出したすべての備品につき現物が確認され、添付すべき備品シールが適切に貼付されていた（【表6.1.1】備品照合リスト（本所））。また、現地にて任意に選定した1種1品目につき、備品等登録表への記載の有無を確かめたが、適切に備品等登録表に記載されていた。

【表6.1.1】 備品照合リスト（本所）（金額（税抜）単位：円）

取得日	品名	数量	金額	所在地	照合結果
1998.9	液晶プロジェクター	1	567,525	事務室	○
2005.11	シュレッダー(リカット 3143FS)	1	231,000	2F 南	○

6.1.2 北部支援センターにおける物品管理

平成20年度備品等登録表により無作為に抽出しリストアップした9種9品目について実査した結果、抽出したすべての備品につき現物が確認され、添付すべき備品シールが適切に貼付されていた。（【表6.1.2】備品照合リスト（北部支援センター））また、現地にて任意に選定した2種2品目につき、備品等登録表への記載の有無を確かめたが、適切に備品等登録表に記載されていた。

【表6.1.2】 備品照合リスト(北部支援センター)

備品 コード	取得日	品名	数 量	金額 (円)	所在地	照合 結果
08102011	2008.11.19	汎用旋盤(1号機)	1	3,199,500	C棟実習室	○
08102041	2008.10.21	ワイヤカット放電加工機	1	6,883,300	C棟実習室	○
08087101	2009.01.22	表面粗さ定機/輪郭形状測定機	1	9,464,800	B棟精密測定室	○
08072181	2008.11.28	蛍光X線膜厚計	1	12,880,000	B棟材料分析室	○
08071301	2009.3.27	生糸検査システム	1	8,086,000	A棟恒温恒湿室	○
08084151	2008.11.13	デジタルオシロスコープ	1	1,501,000	B棟精密測定室	○
08072291	2008.12.18	リアルタイムPCRシステム	1	7,900,000	B棟材料分析室	○
08105261	2009.1.14	無判プリントシステム前処理機	1	5,400,000	A棟染色仕上加工室	○
08102061	2009.2.3	複合旋盤(ターニングセンタ)	1	13,900,000	B棟機械加工室	○

なお、規定にはないものの、物品の点検は自主的に平成21年9月に行われており、毎年行う予定とのことである。(貸付機器の導入は平成20年度である)しかし、規定がないのは極めて不合理であるから、早急に物品管理規程を作成すべきである。

6.2. 機器稼働状況の確認について(北部支援センター)

北部支援センターで保有する機器は、平成20年度地域企業立地促進等共用施設整備費補助金により取得されている。北部支援センターにおける機器の稼働状況は、以下のとおりである。

【表6.2】機器の利用状況

番 号	整備機器名称	台数	契約額(円)	検収日	平成 20 年度			平成 21 年度(～H21.7.31)		
					延利用 時間※	講習会 件数	同延参 加者数	延利用 時間※	講習会 件数	同延参 加者数
1	汎用旋盤	2	6,930,000	20.11.19		42	84	25		
2	汎用フライス盤	2	7,770,000	20.10.22		46	91			
3	平面研削盤	2	6,300,000	20.12.17		23	25			
4	ワイヤカット放電加工機	1	7,242,900	20.10.21		4	28			
5	3 軸制御立形マシニングセンタ	1	15,960,000	20.12.5		4	20		5	24
6	複合旋盤	1	14,595,000	21.2.3		4	12		4	20
7	5 軸制御立形マシニングセンタ	1	40,026,000	21.1.30		3	15			
8	精密高速ミリングセンタ	1	21,735,000	20.9.26		4	20	35.5	1	2
9	3 次元 CAD/CAM/CAE システム	6	24,034,500	20.12.2		34	45	106	4	4
10	TIG 溶接機・MAG 溶接機・アーク溶接機	9	3,937,500	20.11.20		5	6		14	14
11	精密レーザ計測システム	1	3,990,000	20.12.2		1	8	24	1	2
12	表面粗さ測定機/輪郭形状測定機	1	9,996,000	21.1.22		1	5	6	1	4
13	3 次元測定機用自由曲面評価システム	1	3,307,500	21.1.29				7		
14	非接触 3 次元デジタイザ	1	9,817,500	20.12.2	7	1	4	3		
15	デジタルマイクロスコープ	1	3,979,500	20.11.5	1.5	1	8	6	1	2
16	全自動マイクロハース硬度計	1	4,084,500	21.1.23		1	2	2	1	2
17	蛍光 X 線膜厚計	1	13,650,000	20.11.28		1	5	14.8		
18	標準火花試験機器	1	522,900	20.10.30					1	4
19	真空加圧脱脂焼結炉	1	35,385,000	21.2.25				115		
20	卓上大型マッフル炉	1	690,900	20.10.22				8		
21	分析走査電子顕微鏡	1	14,595,000	20.11.25	4	1	6	20	1	2
22	蛍光 X 線分析装置	1	11,571,000	20.12.10		1	5			
23	イオン窒化装置	1	21,588,000	21.2.5	7					
24	プログラマブルロジックコントローラ及び付属機器	5	5,397,000	20.11.28		39	39			

25	デジタルオシロスコープ	1	1,576,050	20.11.13						
26	無判 ^o プリントシステム前処理機	1	5,670,000	21.1.14		1	6			
27	アレンジ ^o ライター	1	5,187,000	20.11.21		1	7	76		
28	テキスト ^o アウトサン ^o ル織機	1	4,945,500	20.11.5		1	12	34	1	3
29	リアルタイム PCR システム	1	8,295,000	20.12.18		1	8			
30	生糸検査システム	1	8,568,000	21.3.27		1	9	7		
	合計	50	321,347,250		19.5	221	470	489.3	35	83

延利用時間には、講習会で利用した時間を除く

北部支援センターの説明によれば、「当センターでの機器の利用は、導入して間もないこともあり、貸付よりむしろ、講習会等での説明に重点が置かれている。実際に表のとおり講習会が行われ、また、これから行われる予定であり、機器の有効利用が見込まれている」とのことである。

しかし、これらの事情を斟酌しても、機器の利用状況の悪さは顕著に表れており、非常に悪い状態と判断せざるを得ない。また、講習会の1回あたりの参加者数は2008年度約2.1人、2009年度約2.4人であり、全体的に極めて少ない。京丹後地域の経済規模がそれほど大きくないという事情があるにせよ、数百万円、数千万円の最新機器が1年近くたってもこの程度にしか活用されていないというのは、極めて異常である。

これはそもそも購入の際に、市場ニーズを正確に吸い上げることができなかったものと考えられる。一応、地元企業からの要望を吸い上げ、購入の前に審議会を開催するなど、その形式は整っていたものの、その書面での保存が不十分であり、適切に運営されていたか、検証することは不可能であった。

7 小規模企業者等設備貸与制度（以下「設備貸与事業」という）について

7.1. 設備貸与事業の概要

設備貸与事業は「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づき行われる事業で、資金調達能力の脆弱な小規模企業が、民間金融機関からの融資枠のみでは設備投資を実施するのが困難な場合が多いため、当該事業で小規模の企業の設備投資を支援していく趣旨の制度である。この制度のメリットを「金融機関の借入枠外、信用保証協会の保証枠外で利用でき、また、余裕がある場合はいざというときのために枠を温存できる」

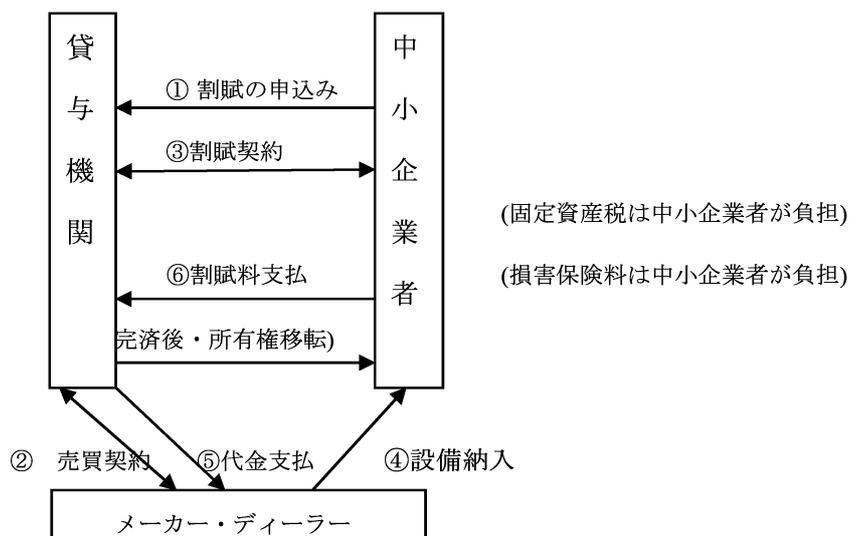
「固定金利のため、金利情勢の影響を受けにくい」という点を財団法人京都産業21は挙げている。「平成12年から平成20年の9年間の累計で322件、金額にして4,656百万円の実績があり、リピーター企業が半数以上を占めている。またリピーター企業の中には設備投資は本制度で運転資金は銀行融資でと、制度のメリットを活用している企業も多い。」と、この制度の実績および制度のメリットを以上のように財団は挙げている。

設備貸与事業の概要は以下のとおりである。

割賦

小規模事業者等が経営基盤強化に必要な設備を導入する場合、またはこれから創業しようとする者が必要な設備を導入する場合に、希望の設備を財団が代わってメーカーやディーラーから購入し、その設備を長期かつ低利で割賦販売を実施し企業の設備投資を支援する制度である。図で示すと以下ようになる。

【図7.1-1】割賦販売

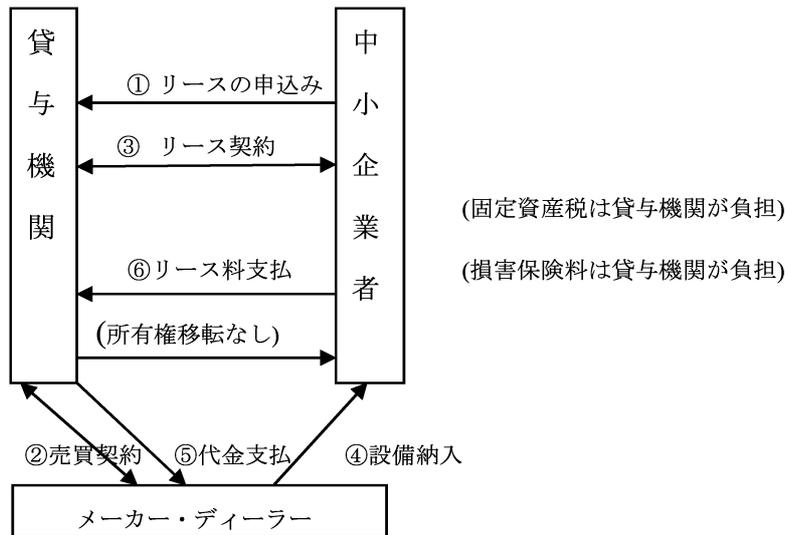


割賦損料(金利相当)	年 2.50%
割賦期間(償還期間)	7年以内(6ヶ月据置き)
償還(返済)	元金均等月賦又は半年賦償還で契約時に支払回数分の約束手形を提出
保証金	保証金として割賦価格の10%(契約時に納入)
その他	割賦設備の所有権は、割賦料が全額支払われるまで、財団に留保 割賦設備に損害(火災)保険を付す(保険は企業の負担) 割賦設備にかかる固定資産税は、企業負担で企業が減価償却資産として計上

リース

企業者等が希望する設備を希望するディーラーから財団が代わって購入し、ファイナンスリース（貸し付ける）する制度である。図で示すと以下のようなになる。

【図7.1-2】リース



リース料率

リース期間	法定耐用年数	月額リース料率
3年(36ヶ月)	4年～5年	2.99%
4年(48ヶ月)	5年～7年	2.30%
5年(60ヶ月)	6年～8年	1.87%
6年(72ヶ月)	7年～11年	1.59%
7年(84ヶ月)	8年～13年	1.39%

支払方法	契約時に支払回数分の約束手形を提出(設備納入の翌月からの支払)
その他	リース設備の所有権は財団が有する 固定資産税、損害保険料の支払などは財団が負担 リース期間満了後、設備の返還又は再リースを選択 契約時に自己資金が不要

制度利用条件は以下のとおりである。

小規模企業者

原則従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)

(ただし、最大50人以下の企業も利用可能)

創業者(小規模企業者)

創業者で、事業を開始していないもの又は開始した日以後1年を経過していない企業。この場合は、原則として商工会議所、商工会、商工会連合会の経営指導員による経営指導を6ヶ月程度以前から受けていることが条件

対象設備

機械設備等(土地、建物、賃貸用設備等は対象外)

貸与限度額

1. 創業1年未満の企業等 50万円～3,000万円

2. 創業1年以上の企業等 100万円～6,000万円

保証金

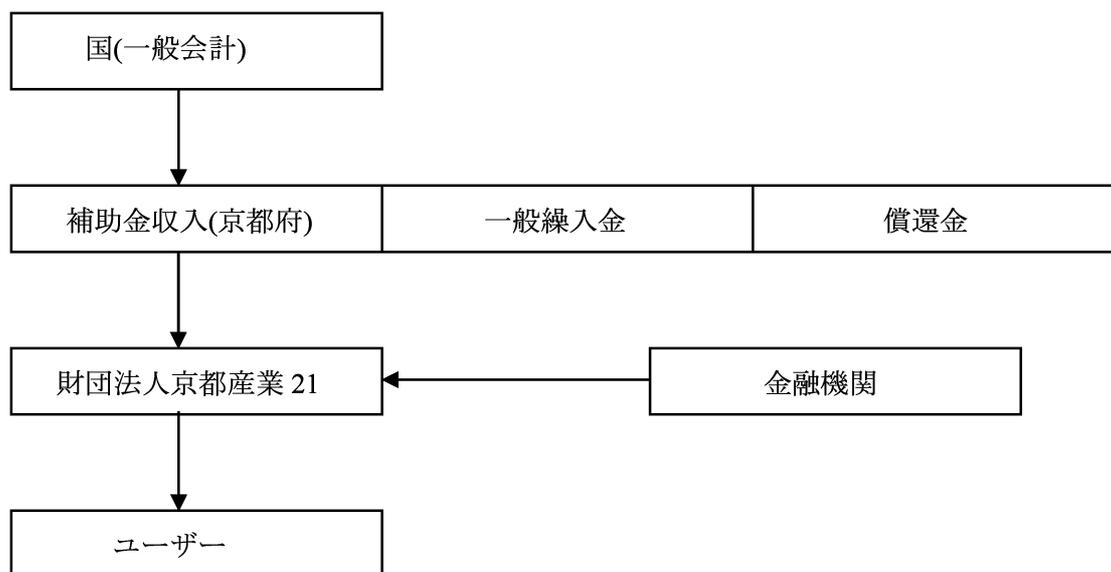
なし

その他の要件

- ・ 京都府内に事業所を要すること
- ・ 京都府税の滞納がないこと
- ・ 一定の要件を満たす連帯保証人が必要
- ・ 必要に応じて不動産担保が必要

財団法人京都産業21の財源は、事業規模の2分の1については京都府の特別会計から無利子で借入れし、他の2分の1については金融機関から借入れすることで成り立っている。また京都府の特別会計は、国庫補助金、一般会計からの繰入金および償還金によって構成されている。

【図7.1-3】仕組み図



7.2. 損失補償の状況

平成14年度までは機械類信用保険制度が存在していた。保険を付けることで、未収債権が発生しても、対象未収額の50%が保険で賄われるという制度であった。設備貸与事業において、平成14年度までに実行した案件については現在においても機械類信用保険制度の適用はあるが、平成15年度以降に実行した案件について当該保険制度は適用できない。

また、平成21年4月に京都府と財団法人京都産業21の間で損失補償契約を締結している。この内容は、財団が設備貸与事業をおこなったことにより受ける損失について10%に相当する金額の範囲内で補償するものである。ただし、補償限度額は140百万円と上限が定められている。しかし、補償の範囲は契約書で限定され、未収債権残高からその対象債権に設定した貸倒引当金を差引なお損失が生じる場合となっている。債権の回収が困難なる過程において、その回収が危ぶまれる債権金額に対し貸倒引当金を設定することが財団内のルールとして定められているため、実際上京都府に請求可能な場合は限定されており、実質上京都府が損失補償を行うことは極めて限定された場合でしかない。

7.3. 平成20年度の申込利用状況

割賦における申込利用状況は以下のとおりである。利用企業は機械金属関係の会社の申込が多い傾向がある。機械金属関係の会社の割賦における申込件数における全体の約4割となっている。

【表7.3-1】設備貸与事業業種別実績表（割賦）

（単位：千円）

業種	申込件数			貸与件数		
	企業	機械台数	金額	企業	機械台数	金額
機械金属	8	8	162,541	6	6	98,316
軽工業	4	5	42,105	4	5	42,105
繊維工業	0	0	0	0	0	0
その他	8	15	146,264	5	12	65,998
合計	20	28	350,910	15	23	206,419

次にリースにおける申込利用状況は以下のとおりである。リースも割賦と同様、機械金属関係の申込件数は全体の約7割となっており多数を占める。

【表7.3-2】設備貸与事業業種別実績表（リース）

（単位：千円）

業種	申込件数			貸与件数		
	企業	機械台数	金額	企業	機械台数	金額
機械金属	9	15	214,402	7	13	168,779
軽工業	2	5	23,677	2	5	23,298
繊維工業	1	2	6,255	1	2	6,254
その他	1	1	15,750	1	1	15,750
合計	13	23	260,084	11	21	214,081

7.4.年度別比較および地域別実績

平成20年度において、リースが28件から15件となり、平成19年の約5割、割賦においても15件から11件と約7割程度と両方とも減少する結果となった。これは平成20年の後半以降、景気の後退が顕著となり、企業における注文件数の減少による業績の悪化により各社とも設備投資を控えていることが制度利用件数の減少につながっていると財団法人京都産業21は考えている。

【表7.4-1】区分別比較表

（単位：千円）

区分	平成21年3月末実績		平成20年3月末実績	
	件数	金額	件数	金額
割賦	15	206,419	28	386,665
リース	11	214,081	15	229,035
計	26	420,500	42	615,700

地域別利用実績は、以下のとおりである。

【表7.4-2】地区別実績表（割賦）

（単位：千円）

	申込実績			貸与実績		
	企業数	機械台数	金額	企業数	機械台数	金額
京都市	10	14	177,297	7	11	102,001
福知山市						
舞鶴市	1	3	2,621	1	3	2,620
綾部市						
宇治市	4	4	43,734	4	4	43,683
亀岡市						
城陽市						
向日市						
長岡京市						
八幡市						
京田辺市						
京丹後市	4	4	120,278	2	2	51,975
木津川市	1	3	6,980	1	3	6,140
大山崎町						
久御山町						
井手町						
宇治田原町						
合計	20	28	350,910	15	23	206,419

【表7.4-3】地区別実績表（リース）

（単位：千円）

	申込実績			貸与実績		
	企業数	機械台数	金額	企業数	機械台数	金額
京都市	7	11	130,580	5	9	85,166
福知山市						
舞鶴市						
綾部市						
宇治市	3	6	85,869	3	6	85,869
亀岡市						
城陽市	1	2	6,255	1	2	6,254
向日市						
長岡京市						
八幡市						
京田辺市						
京丹後市	1	1	32,025	1	1	32,025
木津川市						
大山崎町						
久御山町	1	3	5,355	1	3	4,767
井手町						
宇治田原町						
合計	13	23	260,084	11	21	214,081

【表7.4-4】地区別実績表（割賦＋リース）

（単位：千円）

	申込実績			貸与実績		
	企業数	機械台数	金額	企業数	機械台数	金額
京都市	17	25	307,877	12	20	187,167
福知山市						
舞鶴市	1	3	2,621	1	3	2,620
綾部市						
宇治市	7	10	129,603	7	10	129,552
亀岡市						
城陽市	1	2	6,255	1	2	6,254
向日市						
長岡京市						
八幡市						
京田辺市						
京丹後市	5	5	152,303	3	3	84,000
木津川市	1	3	6,980	1	3	6,140
大山崎町						
久御山町	1	3	5,355	1	3	4,767
井手町						
宇治田原町						
合計	33	51	610,994	26	44	420,500

地域別による制度利用状況をみると京都府における本拠を置く企業数において京都市が多数を占めていることもあって、京都市に本拠のある企業が半数近くをしめている。また、舞鶴市や京丹後市の北部地域においても利用実績が見て取れる。財団法人京都産業21北部支援センターが京丹後市峰山に拠点を置いていることもあっての影響も少なからずあると考えられる。

平成20年度における申込と貸与実績をみると、制度を利用している地域と利用がない地域に偏りがみられる状況となっているが、過去10年間に遡って制度の利用状況を見ると、北端部と南端部を除き、比較的京都府全域で当該制度を利用実績がある。

【表7.4-5-1】過去10年における地区別利用状況

(単位：千円)

	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		合計	
	件数	金額	件数	金額																		
京都市	41	407,580	24	222,996	14	174,805	14	88,787	26	337,649	19	188,849	22	253,647	23	495,511	22	202,064	12	187,167	217	2,559,055
福知山市			2	44,392							1	5,985					1	50,925			4	101,302
綾部市			1	31,395							1	20,265					1	17,157			3	68,817
舞鶴市	2	18,375			1	6,156			2	12,474	1	12,075							1	2,620	7	51,700
宮津市			1	14,595											1	5,229					2	19,824
宇治市	10	145,424	14	194,947	8	121,516	3	24,230	5	75,327	7	102,042	6	146,013	5	70,213	7	105,523	7	129,552	72	1,114,787
亀岡市	4	24,367	2	30,975	1	10,500	2	59,157					3	119,521	1	31,164	1	10,605			14	286,289
城陽市							1	1,060	1	44,100			2	43,302			1	1,995	1	6,254	6	96,711
長岡京市											1	17,997	4	63,840			2	93,807			7	175,644
向日市	1	7,350			2	65,670															3	73,020
八幡市													3	43,244	1	32,550					4	75,794
南丹市	1	54,726			1	3,297							2	22,627							4	80,650
京田辺市	2	38,158	2	56,700			1	9,030									3	34,229			8	138,117
京丹後市	2	21,296	1	8,400	1	1,218					1	13,501	1	12,400			2	63,905	3	84,000	11	204,720
久御山町	1	1,324					1	5,124	1	12,810	3	33,156	3	91,198	2	38,690	2	22,575	1	4,767	14	209,644
木津川市					2	36,838	1	15,787			1	6,090			1	1,743	1	12,915	1	6,140	7	79,513
宇治田原町							1	19,425													1	19,425
精華町									1	3,990			1	15,708							1	15,708
井出町																					1	3,990
大山崎町																						
笠置町																						
和東町																						
南山城村																						
京丹波町																						
伊根町																						
与謝野町																						
合計	64	718,600	47	604,400	30	420,000	24	222,600	36	486,350	35	399,960	47	811,500	34	675,100	43	615,700	26	420,500	386	5,374,710

7.5.事務手続きについて

割賦・リースの申込の事務手続は以下のとおりである。

対象企業者は必要とする設備についてメーカー等の設備販売業者から見積りを取り、財団法人京都産業21（以下財団という。）に対して申込を行う。

申込時に申し込み企業および個人は申込書に必要事項を記入し財団に提出する。

財団は申込書から当該企業あるいは個人が当該制度の利用資格を充たしているかどうかを審査するため審査表を作成する。審査の結果、制度対象企業者・個人であることが確認されると企業の調査を実施する。この調査は京都府中小企業診断士協会に依頼し、そこに登録された中小企業診断士が調査を受託している。現地調査も実施し、そこで様々な角度から調査した結果の調査表が作成され、その調査表は審査委員会に提出される。

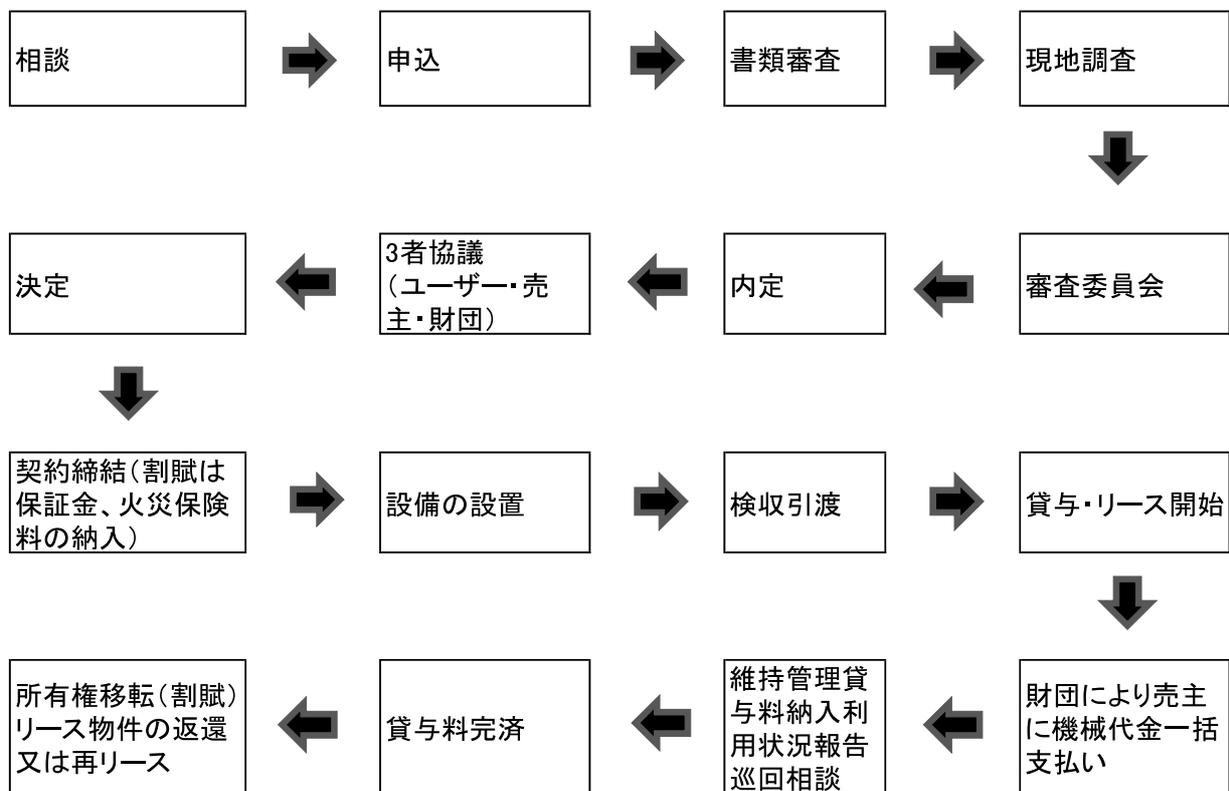
各審査委員は調査表をもとに割賦あるいはリースの可否に対して意見を述べ、そこで可否の判断が下される。審査委員会は原則月1回開催される。

審査委員会で内定がなされると、財団はユーザーに内定通知を発行。

その後、ユーザー・売主・財団の3者で協議を行い、割賦あるいはリース契約を締結するにあたっての具体的で詳細な条件が決定され協議書が作成される。協議が成立すると契約書が3者間で締結される。契約締結後割賦の場合は物品受領書、リースの場合は借受書をユーザーから入手する。

物品納入後、財団はその設置状況を確認するため物件確認をおこない現物確認調査書を作成する。

(流れ図)



7.6. 審査議事録の整備

上記記載のとおり定められた事務手続の実施状況を割賦とリースについてそれぞれ検証した。その結果、書類は整備されており、また事務手続も規定どおり執行されており問題となる点はなかった。

しかし、毎月開催される審査委員会における議事録が作成されていない状況であった。審査委員会の結果に対する記録は残されていたが、その割賦およびリースの可否の審議過程が残されていないため、意思決定過程の妥当性が検証できない状況であった。可否理由は申込企業者には開示されないため審議過程の議事録は作成していないということであったが、どのような経緯で割賦・リースの実行が認められ、あるいはどのような理由で実行が認められあるいは認められなかったかの記録を残すことで、審査の適切性が担保されることとなる。また、その適切な審査であるということが議事録により客観性が担保されるという点においても議事録を作成することが必要である。

7.7. 物件にかかる損害保険

リース契約成立時に、財団法人京都産業21がリース対象物件を取得し、それをユーザーにリースすることとなる。この場合、リース対象物件の所有者は財団となる。実際の機器はユーザーが使用することとなり、使用の過程において、

物件の損傷や火災リスクを回避するため、財団が動産保険をリース対象物件に付保している。

保険の状況において調査したところ、平成14年 4月 5日に各損害保険会社から合見積を取って保険金額と条件を検討し、採用する損害保険会社を決定していた。しかし、平成14年以降は相見積をとって検討している形跡は見当たらなかった。

特定の保険会社のみ利用している理由は、他社に比べて保険料率が安いことため損害保険会社の変更をしていないとのことである。しかし、平成14年以降は他社との比較検討は実施せず、その保険料率の低さを検証しているわけではない。今後、定期的に合見積書を入手し保険料の適切性を確認する体制を確保すべきである。

なお、割賦契約案件については、所有権留保はあるものの、ユーザーが所有権を有するため、保険料負担はすべてユーザー負担となる。この場合において、ユーザーが利用する損害保険会社で契約する場合やユーザーから保険会社の選択について相談がある場合は、財団が保険会社を紹介することもあるとのことである。

割賦契約の場合は、ユーザーが負担し、ユーザーがその契約会社の選択を行っているため特に問題となる事項はなかった。

7.8. 未収債権の状況

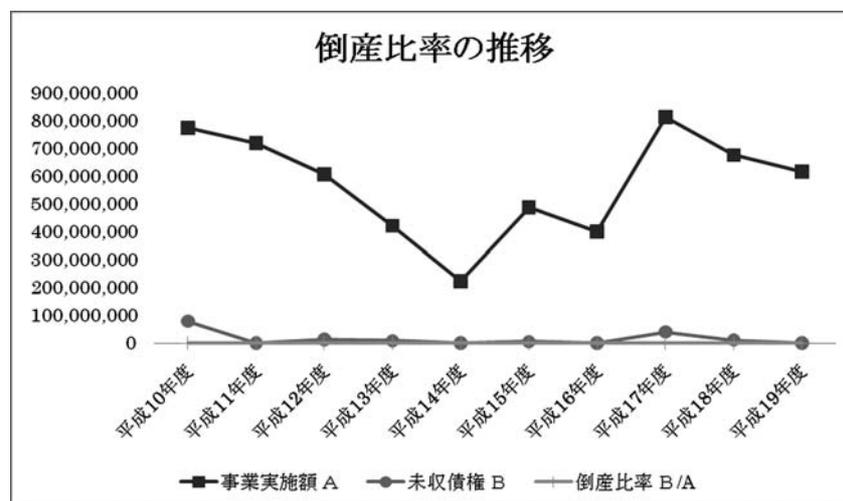
過去10年にわたる利用企業の倒産比率は次表のとおりである。

平成10年に倒産率が10%を超え高くなっている。この頃は金融機関の破綻が相次ぎ景気が悪化した時期であった。その後は平成17年に4.89%と少し高くなっているが、その他の年度はおよそ2%以下で推移している。しかし、最近の企業環境の悪化により企業の財務体質は低下しているため、平成21年度は予断を許さない状況とのことであった。

【表7.8-1】過去10年間の利用企業における倒産比率

事業年度	件	事業実施額(円)	未収債権(円)	倒産比率
		A	B	B/A
平成10年度	57	772,600,000	78,405,628	10.15%
平成11年度	64	718,600,000	609,900	0.08%
平成12年度	47	604,400,000	12,362,292	2.05%
平成13年度	30	420,000,000	8,506,285	2.03%
平成14年度	24	222,600,000	0	0.00%
平成15年度	36	486,350,000	5,257,518	1.08%
平成16年度	35	399,960,000	0	0.00%
平成17年度	47	811,500,000	39,720,755	4.89%
平成18年度	34	675,100,000	11,214,251	1.66%
平成19年度	43	615,700,000	0	0.00%
合計	417	5,726,810,000	156,076,629	2.73%

【図7.8】利用企業における倒産比率の推移



平成21年3月末の未収債権の状況は以下のとおりである。

【表7.8-2】未収債権の状況

(単位：円)

		本年度(平成20年4月～平成21年3月末)					
		前年度期末	発生	回収	期中倒産	償却額	本年度末
延滞先	貸与件数	28	4	6		5	21
	債権額	178,089,784	7,202,336	16,858,499		19,736,706	148,696,915
倒産	貸与件数				2		2
	債権額				6,242,729		6,242,729
合計	貸与件数	28	4	6	2	5	23
	債権額	178,089,784	7,202,336	16,858,499	6,242,729	19,736,706	154,939,644

延滞先：1ヶ月入金が遅れた先を延滞先として記載している。

財団法人京都産業21において、未収債権の管理は3名で担当している。未収管理手続きは、案件毎に「未納金整理表」にその相手先の状況を記載し、またその回収金額と回収日と回収残高を記載することになっている。そして延滞企業や破産・倒産企業の債務者や連帯保証人に対して定期的に電話で入金督促を行うとともに、年度初めに前年度末の未納割賦料残高や連帯保証債務残高を知らせることとしている。この手続の執行状況について検証をおこなったが、その執行手続に関して特に問題となる点はなかった。平成20年度における未収債権の督促状況は以下のとおりである。

【表7.8-3】督促状況

	電話	文書	来所	訪問	計
平成20年4月	3	13	1	0	17
平成20年5月	5	1	1	0	7
平成20年6月	7	0	1	4	12
平成20年7月	8	1	2	2	13
平成20年8月	3	0	0	0	3
平成20年9月	4	3	1	0	8
平成20年10月	5	2	2	0	9
平成20年11月	5	1	1	0	7
平成20年12月	4	1	1	1	7
平成21年1月	12	3	1	1	17
平成21年2月	5	1	2	0	8
平成21年3月	4	2	3	0	9
計	65	28	16	8	117

7.9.設備貸与事業総括

設備貸与事業は資金調達能力の脆弱な小規模企業が、民間金融機関からの融資枠のみでは設備投資を実施するのが困難な場合が多いため当該事業で小規模の企業の設備投資を支援していく趣旨の制度という点で一定の存在意義は認められる。一方で、当該事業は民間のリース会社で実施しており、その条件や審査方法に関しても民間と大きく異なることはない。民間金融機関と異なる点は、民間の金融機関では割賦やリースの実行が困難なケースでも、財団は、その制度趣旨より実行する可能性があるところにある。このことは、その事業を実施するにおいて民間金融機関より多くの債権の未回収リスクを負担することを意味する。

また、一方で事業の採算性も重要である。リスクを多く負担するから採算性を考慮しないというのは誤りである。なぜならば、採算性をとらなければ、京都府内のできるだけ多くの企業にビジネスチャンスを提供するという制度目的は達成されなくなるためである。この採算性について質問したところ、財団は当該事業に対する採算性は確保されている回答であったが、貸倒引当金の計上額が不足となっているため、採算性が確保されているということはあてはまらない。引当不足を解消したベースで採算性を測定することが必要である。

リスクを負担する一方で採算性をとることは困難であるが、制度目的達成のために真摯に取り組むことが必要となる。

8 会員制度

8.1.会員制度の概要

8.1.1.財団組織における会員制度の位置づけと目的（会員規約）

財団法人京都産業21の寄付行為第33条（第6章）には「本財団の事業を円滑に進めるため、理事会の議決を経て、会員制度を設けることができる」旨の規定があり、これに基づいて財団法人京都産業21会員制度が設けられている。当該会員制度の規程では、その目的として「財団の活動に対する支援および活動を通じて京都の産業の発展に寄与するため」と包括的に定め、賛助会員については「財団の活動に対する支援および参加を行い、情報誌の提供や財団が行う特定事業への割引参加などの特典を受ける」ことができるとし、本会員制度の中核をなす KIIC（Kyoto Industries Incubation Club）会員については、賛助会員の活動目的および特典にプラスして「財団の施設、情報等を利用して経営革新や新事業開発等の活動を行う」ことを目的としている。これが会員制度の公式な存在目的であるが、具体的な活動の内容からするとグループ研究会活動が中心となっている。

平成20年事業報告書によれば、きょうとマーケティング研究会（マーケティング戦略の事例研究）、ライフサイエンス研究会（「ライフサイエンス」をキーワードにした商品開発の研究）、Kyoohoo?!（京都伝統産業系企業の新商品、新市場開拓研究会で参加企業は分野毎に個別に研究会を開催）など KIIC 会員のみが参加できるグループ研究のほか、KIIC 会員以外も参加できるオープンセミナーを行っており、会員制度の実態は会員による自主的な研究会やセミナー活動が基本であると考えられる。

なお、財団の会員制度とは別に京都産業21環（リング）の会（会員数213社）という自主的会員組織が存在し、会員企業の交流・親睦やグループ活動を行っている。この組織は京都府下請企業振興協会の協力会として発祥したが、その後京都府中小企業振興公社協力会となり現在は京都産業21の協力的な団体として位置づけられている。リングの会の会員は KIIC 会員も重複加入している実態があるとのことである。

8.1.2.会員の現状

会費、会員および会費収入の年度推移は次のとおりである。

【表8.1.2-1】 会費の状況

区 分		口数	年額	
賛助会員	個人	1口	5,000円	
	団体（法人）	2口	10,000円	
K I I C 会 員	グループ会員	4口	20,000円	
	ス ー パ ー 会 員	小企業	6口	30,000円
		中企業	14口	70,000円
		大企業	28口	140,000円

- 1 小企業は従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の企業
- 2 中企業は従業員300人（卸売業、サービス業は100人、小売業は50人以下の企業

【表8.1.2-2】 会員および会費収入の推移

（金額：千円）

平成16年	155社	23,243
平成17年	141社	22,629
平成18年	186社	24,418
平成19年	228社	25,122
平成20年	214社	23,092

【表8.1.2- 3】会員区分別推移

会員区分		H21年3月	H20年3月	H19年3月	H18年3月
KIIIC 会 員	大会社	28	28	28	31
	中会社	81	82	82	92
	小会社	40	34	34	18
	グループ	33	15	15	0
	計	182	159	159	141
賛助会員		46	46	27	0
合 計		228	205	186	141

会員数は全体として概ね横ばいで推移しているが、会員区分の内訳でみると賛助会員は賛助会員制度発足時から着実に増加しているのに対して、KIIIC 会員は経済状況の悪化により、平成20年度では18社、約 1 割が退会により減少している。

会費収入もほぼ横ばいで推移している。なお上記の会費収入には、会員からの正規会費のほか京都府が整備した広域連携ネットワークである京都デジタル疎水ネットワーク（以下「デジタル疎水」という）の運用にかかるその他会費収入約1200万が含まれている。したがって、正味の会費収入は約1100万円程度で1社平均約5万円強ということになる。この「デジタル疎水」は、京都府が「デジタル疎水」の利用を許可した公共団体、商工団体及び私立学校を対象としたネットワーク接続サービスにかかる事業である。京都産業21が窓口となりインターネット接続業者（ケイオプティコム）を介して運用を行っている。「デジタル疎水」会費は、その利用料としての性格をもっている。

平成20年度決算による会費収支の内訳は次のとおりである。

【表8.1.2- 4】会費収支の内訳

正会員収入		正会員支出	
小企業会員収入	580,500	講師等謝金	768,000 研究会講師謝金
中企業会員収入	6,985,000	講師等旅費	144,610 研究会講師旅費
大企業会員収入	2,520,000	職員等旅費	279,660 職員旅費
グループ会員収入	457,600	印刷製本費	187,355 コピー代
賛助会員収入	385,000	通信運搬費	236,672 電話代、郵送費
	10,928,100	会議費	103,967 研究会会議費
		消耗品費	9,000 コーヒー代
		使用料及び賃借料	239,202 パソコンリース、研究会会場費
		負担金	79,000 研修分担金、異業種交流年会費
		手数料	11,770 会費収納手数料
小計	10,928,100	小計	2,059,236
その他会費収入		その他会費支出	
デジタル疎水接続会費	10,204,950	通信運搬費	6,853,350 ケイオプティコム支払分
Gサーチ接続料	88,200	手数料	371,700 Gサーチ検索料金、テックデータバンク
		負担金	3,150 Gサーチ年会費
3 D I 分科会会費	260,000	委託費	330,000 SIM維持管理費
賀詞交歓会参加会費	1,611,000	食糧費	1,825,687 賀詞交換会食
		渉外費	50,000 和太鼓祝儀
		使用料及び賃借料	192,950 賀詞交換会場費
小計	12,164,150	小計	9,626,837
		人件費、事務費等共通経費	11,406,477
合計	23,092,250	合計	23,092,550

8.2. 会員制度の課題

8.2.1. 会員増強の必要性

財団法人京都産業21の組織の基本は財団である。寄附行為の第6章で財団は任意の組織としての会員制度を設けることができる旨規定している。このように会員制度は組織原理的にみれば、基本となる財団組織に対しは補完的組織であるが、研究会活動を通じて新たな事業を創出することを目的としており、その意味で会員拡充及び交流推進事業は財団寄附行為の趣旨に沿ったものと言える。

会員からの会費収入は補助金等以外の収入という意味で「設備会計」と並んで自主財源であり、補助金なしで上記のとおり新事業創出の事業が実施できる有意義な制度である。現在の会員数は本来財団法人京都産業21の対象となる母集団企業に対してあまりにも少なく、母集団全体を必ずしも代表しているとは言えないと考えられる。尤も、財団法人京都産業21と同じような目的をもった各種団体（商工会議所や地域毎に商工会、業種別団体等）が重疊的に設置されており、各企業や事業者にとってはその会費負担を考えると京都産業21の会員になるには相応のメリットがなければ、義務的でない経費支出を抑制しようとするであろう。

現在の会員制度は、もともと京都産業情報センター会員交流事業にルーツがあり、これに一部の大企業がスポンサーとなって中小企業会員を支える構図になっている。

経営革新、新事業展開のための研究会・セミナー開催等の事業や交流推進事業は中小企業の業種・業態を問わず必要とされているはずであるが、実際には会員拡充は思いとおり進まず中小企業の退会が進んでいる。

“会員獲得にウルトラ C はないのではないかと考えており、会員企業の経営に役立つ研究会活動の取り組みを積み重ね、企業から真に役立つ会員制度であると思っただけのよう努めていきたい”という回答であったが、財団法人京都産業21は官・民により組織され、京都企業の事業活動と京都産業の発展に寄与することを目的とした総合的支援組織とされており、その意義からすれば民の比重がもっと高まる必要があるとあり、会員増強活動に一層真剣に取り組むことが求められる。

財団法人京都産業21が単なる補助金等の執行機関としてではなく、官と民が相互に知恵を出し合って寄附行為の目的を達成する組織として機能するためには、任意的組織である会員制度を充実することが必要であり、大企業をスポンサーとした身内意識に基づくサロンであってはならない。

今まさに会員の減少に危機感をもって臨むべきで、正会員の退会が単なる会費だけの問題なのか、“会員の満足度は低い”というが、満足度が高ければ退会しないことも考えられる。会員制度の魅力を高めるため何をどのようにすればよいのか糸口が見いだせるかもしれないので、全会員を対象にした会員意識に関するアンケート調査を実施することも必要である。

8.2.2. 会費収支の明瞭表示

その他会費収入として処理されている「デジタル疏水」接続会費は、財団の会員制度による会費収入とは関係がないが、外部に開示される収支決算では会費収入として一括計上されている。会員制度による会費の場合は会員が受けるサービスとの間に必ずしも明確な対価関係が認められないが、「デジタル疏水」接続会費は提供サービスとの間に明確な対価関係がある筈である。「デジタル疏水」接続会費は、ネットワーク利用料という意味で「負担金」としての性格をを持っているので、本来「会費収入」で処理すべき項目ではないと考えられる。その他会費とされている「デジタル疏水」業務関連収支は外部に開示する収支報告書においては会費とは別科目で表示するのが望ましい。現在、KIIC 会員業務と「デジタル疏水」会員業務を合わせて会員業務として捉え1名の人件費を負担しているため、別科目で表示することがかえって人件費の費用負担で煩雑になるというのであれば、KIIC 会員業務と「デジタル疏水」業務に区分表示した上で特別会計にする方法も考えられる。但し、現在10ある特別会計を更に増やすことは全体像の統一的把握という観点からみれば複雑化の方向に働くので、一般会計で処理することもやむを得ないかもしれないが、この場合においても【表8.1.2-4】に掲げるような会費収支内訳を付属明細として付記することが透明性の観点から求められる。

9 補助金事業等

9.1. 平成20年度補助金の概要

財団法人京都産業21における京都府からの補助対象事業は、一般会計補助事業と特別会計補助事業からなっている。一般会計補助金は大部分（一般会計補助金の約97%）が財団役職員の人件費に充てられている。特別会計補助金は、産学公連携研究開発資金支援事業に71,953千円、京都中小企業成長促進等総合支援事業に総額222,793千円、京の商店街チャレンジ事業に6,000千円、中心市街地商業活性化事業に428千円、北部産業活性化拠点事業に193,480千円、設備貸与事業円滑化に3,000千円となっている。

産学公連携研究開発支援事業は、財団法人京都産業21が実施主体となって行う事業で、その目的は「産学公の強固な連携により高度な研究開発・実証実験等を推進するグループに資金支援等を行うことで、成果の実用化・産業化がより早期に達成され、京都経済の次代を担う新産業・新事業を創出することにより、地域経済の活性化を図る」としている。平成17年度は264百万円であったが、平成18年度210百万円、平成19年度118百万円と減額され続けている。20年度補助金71,953千円は環境産業等研究開発支援事業（支援期間2ヶ年、助成額30百万円以内）として広島大学ほか計3件、